

資金不足比率審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項に基づく審査

2 審査の対象

令和4年度決算等に基づき令和5年度に算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和5年7月14日から同年8月9日まで

4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和2年水戸市監査委員告示第1号）にのっとり、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であるかについて関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、7月25日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

5 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、1から4までのとおり審査した限り、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であると認められた。

6 意見

いずれの会計も資金不足は生じていないが、一般会計からの繰入金のうち、国が定めた繰出基準に基づかない基準外の繰入れにより収入を補っている会計もあることから、独立採算制の原則に基づき、各会計の健全な経営に努められたい。

記

(単位 %)

会計名	資金不足比率
公設地方卸売市場事業会計	— (20.0)
農業集落排水事業会計	— (20.0)
東前第二土地区画整理事業会計	— (20.0)
水道事業会計	— (20.0)
下水道事業会計	— (20.0)

備考1 「—」は、該当数値がないことを示す。

2 経営健全化基準の数値を括弧内に記載した。